

資料 15 横浜国立大学における研究活動行動規範

横浜国立大学における研究活動行動規範

横浜国立大学は、「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」の精神の下に、世界の学術研究と教育に重要な地歩を築く努力を重ねている。また、この実現のために、自由な発想を支える柔軟なシステムのもと、広く内外の研究者と協調して、社会と自然及びそこに生きる人間の諸問題に関し先進的な研究を遂行し、各学問分野における世界的研究拠点となり、人類の将来に向けた的確な提言をする。更に、研究の成果を広く発信し、国、地方公共団体、産業界、市民社会、諸外国が抱える課題の解決に寄与するため、獨創性・有用性・新規性・未来可能性などを持った研究成果の還元に努める。

研究の遂行に当たっては、公正に研究することとし、故意に不正を行うことは絶対にあってはならない。この認識の下に、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」（平成18年10月3日：別紙）に賛同し、これを遵守して研究活動を行うこととする。

また、この宣言を実効あらしめるため、研究倫理についての教育、啓発および不正行為の防止について以下の取り組みを実施する。

(1) 研究上の不正行為の防止を図るための責任ある研究の遂行

不正行為の防止は、科学・技術の健全な発展や社会的な信頼の確立、さらには人間社会の安全と環境の保全のために不可欠である。不正行為には論文のねつ造・改ざん・盗用ばかりでなく、研究環境・環境の安全・健康にかかわる問題（有害薬品の投棄等）、構成員の基本的人権に関わる問題（個人の誹謗・中傷等）などが含まれる。横浜国立大学構成員はこのような不正行為に陥ることのないよう自らを律するとともに、他者に不正行為の疑いがあるときにも適切に対応すべきである。また不正行為の発生を未然に防ぐための努力を怠ってはならない。

(2) 研究倫理に関する継続的な教育・啓発活動、研究活動に関する作法の遵守

不正行為予防のため、大学生、大学院生対象の倫理教育カリキュラムや全構成員を対象とした啓発プログラム（講演、シンポジウム）を実施する。構成員はこれらの日常的活動への参加・支援を通じて研究倫理についての認識・意識を深めなければならない。また、研究データの取扱い、実験ノート作成等に関する作法を研究分野の特性も踏まえつつ各部署等において作成し、これを遵守する。

(3) 研究上の不正行為に適切に対応するための体制整備

そのうえで不幸にも不正行為が発生した場合には、組織内に設置する学術研究部会が、構成員がかかわる不正行為について調査・審理に当たり、不正行為があったと認められる事象に対しては内部規定に基づき懲戒処分及び研究の停止等の処置を行うほか、原則として公表することとする。

平成19年2月22日

最近改正 平成22年3月11日

横浜国立大学

資料 16 国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則

○国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則

(平成 19 年 2 月 22 日規則第 8 号)

改正 平成 22 年 3 月 11 日規則第 5 号 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号

平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号 平成 24 年 2 月 9 日規則第 15 号

平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 18 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条-第 6 条)
- 第 2 章 公正な研究活動の確保のための取組(第 7 条・第 8 条)
- 第 3 章 特定不正行為への対応手続(第 9 条-第 27 条)
- 第 4 章 雑則(第 28 条-第 30 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学(以下、「本学」という。)における公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為への対応に関する手続き等に関し必要な事項を定め、もって本学の学風たる自由で自律ある高度な教育研究活動の適正な確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において対象となる「研究」には、横浜国立大学内で行われる研究の他、次項において定める「研究者」が他機関等で行う研究も含むものとする。

2 この規則において「研究者」とは、本学の構成員(本学の役員、教職員及び学生等をいう。)で研究に携わる者及び本学の構成員以外の者で専ら本学において本学の施設・設備を使用して研究を行う者をいう。

3 この規則において「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) その他の不正行為 不適切なオーサiership、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失など、研究活動を弱体化させる不適切、無責任な行為全般

4 この規則において「部局」とは、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成 16 年規則第 5 号)第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 17 条第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項及び第 22 条第 1 項に規定する組織をいう。

5 この規則において「配分機関」とは、本学に対して、競争的資金等、基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置をする機関をいう。

(学長の役割)

第3条 学長は、本学の公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為への対応について最高管理責任を負う。

(公正研究総括責任者及び部会の設置)

第4条 本学に、本学における公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止を図るため、公正研究総括責任者及び国立大学法人横浜国立大学学術研究部会(以下、「学術研究部会」という。)を置く。

- 2 公正研究総括責任者は、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 公正研究総括責任者は、本学における公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止に関する事項を総括する。
- 4 学術研究部会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究活動を確保するための教育・啓発活動の企画立案
- (2) 不正行為が生じ、又は生じているおそれがある場合の調査等
- (3) その他公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動

(学術研究部会の組織)

第5条 学術研究部会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 公正研究総括責任者
  - (2) 教育人間科学部及び各研究院から選出された者 1名
  - (3) 法律の専門的知識を有する学外者のうちから学長が指名する者 1名
  - (4) 研究推進部長
  - (5) その他公正研究総括責任者が必要と認めた者
- 2 構成員(前項第1号及び第4号の構成員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 構成員は、再任されることができる。
  - 4 学術研究部会に部会長を置き、公正研究総括責任者をもって充てる。
  - 5 部会長は、学術研究部会を主宰する。
  - 6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。
  - 7 学術研究部会の事務は、関係部局及び関係各課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(学術研究部会の議事)

第6条 学術研究部会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 学術研究部会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第13条第4項の規定による本調査実施の決定、第17条第1項及び第2項(これらの規定を第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による不正行為等の認定並びに第19条第2項の規定による再調査実施の決定については、構成員

の3分の2以上の出席において、出席した構成員の過半数をもって決しなければならない。  
この場合において、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

#### 第2章 公正な研究活動の確保のための取組

(研究倫理教育責任者の設置等)

第7条 本学の研究者に対し研究倫理教育を実施するため、本学に研究倫理教育責任者を設置する。

- 2 研究倫理教育責任者は、各部局の長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、次に掲げる事項をつかさどる。
  - (1) 各部局に所属する研究者及び学生に対する研究倫理教育の定期的な実施
  - (2) 前号に定める研究倫理教育の実施に関する公正研究総括責任者への報告
- 4 前項に定める研究倫理教育の実施及び報告に関しては、別に定める。

(研究データの保存及び開示)

第8条 各研究者は、論文等公表(予定も含む。)した研究成果の作成に係る研究データを5年間保存するものとする。

- 2 各研究者は、必要な場合には、前項に定める研究データを公開しなければならない。

#### 第3章 特定不正行為への対応手続

(定義)

第9条 この章において「特定不正行為」とは、研究者又は研究者であった者がその研究において行った次に掲げる行為(故意又は研究に携わる者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないとみなされるものを除く。)をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(窓口の設置)

第10条 特定不正行為に関する告発及び告発の意思を明示しない相談等に対応するための窓口(以下、「窓口」という。)を、研究推進部研究推進課に設置する。

(特定不正行為に係る告発)

- 第11条 特定不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、告発書(別紙様式1)等により、前条に定める窓口を通じて、公正研究総括責任者に対し告発を行うことができる。
- 2 告発者は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的な合理性のある理由を示さなければならない。
  - 3 告発は顕名により行わなければならない。
  - 4 窓口の責任者は、告発を受理したときは、速やかに学長及び公正研究総括責任者に報告しなければならない。また、郵送やFAXを手段とした告発など、窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知しなければならない。

- 5 窓口の責任者は、告発の意思を明示しない相談を受けた場合は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

(職権による調査)

- 第12条 学長は、公正研究総括責任者に対する告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき特定不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る予備調査の開始を公正研究総括責任者に命ずることができる。

(予備調査)

- 第13条 公正研究総括責任者は、第11条による告発を受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、学術研究部会に対し、速やかに予備調査を実施させるものとする。
- 2 学術研究部会は、公正研究総括責任者が必要と認めた者(以下「予備調査者」という。)若干名を指名し、予備調査を行わせることができる。ただし、調査の公正を確保するため、告発に係る調査の対象者(以下「被告発者」という。)又は告発者と直接の利害関係を有する者は指名することができない。
  - 3 予備調査者は、予備調査の実施に当たっては、告発に係る書面等に基づき、特定不正行為が行われた可能性、告発理由及び内容の合理性、調査可能性等の有無について調査し、その結果を学術研究部会に報告する。
  - 4 学術研究部会は、予備調査の結果に基づき、本調査を実施するか否かを、告発受理の日から概ね30日以内に決定しなければならない。
  - 5 公正研究総括責任者は、前項により本調査を実施しないことが決定された場合においては、その理由もあわせて告発者に通知するとともに、予備調査に係る資料等については、不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該研究の配分機関又は告発者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査の通知)

- 第14条 公正研究総括責任者は、前条第4項の規定により学術研究部会が本調査の実施を決定した場合には、本調査の開始及び次条に規定する調査委員会の委員の氏名を学長に報告するとともに、告発者及び被告発者に通知する。なお、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、学長はその所属機関に本調査の開始について通知する。
- 2 学長は、本調査の開始について、予備調査の内容及び結果と合わせ速やかに文部科学省および当該研究の配分機関に報告しなければならない。
  - 3 告発者及び被告発者は、第1項の定めにより通知を受けた委員に異議がある場合は、第1項の通知を受けた日から7日を経過する日までに、窓口を通じ、公正研究総括責任者に対して書面にて異議申立てを行うことができる。
  - 4 公正研究総括責任者は、前項の異議申立てを受けた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。
  - 5 学長は、前項の報告を受けた場合には、速やかに内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、委員を交代させる。

- 6 公正研究総括責任者は、前項の委員の交代があった場合には、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。  
(本調査)
- 第 15 条 学術研究部会は、第 13 条第 4 項の規定により本調査の実施を決定した場合には、決定日から概ね 30 日以内に本調査を実施しなければならない。
- 2 前項の本調査を実施するため、学術研究部会は調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学術研究部会の構成員 若干名
  - (2) 当該告発に関する研究分野に係る専門的知識を有する学外者
  - (3) その他学術研究部会長が必要と認めた者
- 4 調査委員会の委員長は、前項第 1 号の委員のうち学術研究部会長が指名した者をもって充てる。
- 5 調査委員会は、第 3 項第 2 号の委員が委員の過半数を占めるよう組織しなければならない。
- 6 調査の公正を確保するため、調査委員会の委員には、被告発者又は告発者と直接の利害関係を有する者は加わることができない。
- 7 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発に係る書面の審査並びに告発者からの事情聴取その他の必要な方法により、特定不正行為の有無及び程度について調査する。なお、この調査を行うにあたっては、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。
- 8 調査委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行うことができる。
  - (1) 関係者からの事情聴取
  - (2) 証拠となるべき資料等の保全
  - (3) 関係資料等の調査
  - (4) その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 9 調査委員会は、本調査の結果を学術研究部会に報告しなければならない。
- 10 学長は、本調査における当該研究の配分機関等の求めがあった場合には、学術研究部会に調査の中間報告を提出させ、当該研究の配分機関等に提出しなければならない。  
(調査に係る一時措置)
- 第 16 条 学長は、第 13 条第 4 項の規定により本調査の実施が決定された場合には、調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発に関する研究に係る経費の執行の停止を命ずることができる。  
(認定及び通知)
- 第 17 条 調査委員会は、第 15 条の本調査の結果をもとに特定不正行為の有無及び程度について審査し、認定を行う。
- 2 調査委員会は、特定不正行為が存在しなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意(被告発者又は被告発者の所属する機関に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づくものであることが判明したときは、あわせてその旨の認定を

行うものとする。なお、この認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 第1項及び第2項の認定は、本調査開始の日から概ね150日以内に行うものとする。
- 4 調査委員会は、第1項及び第2項の認定の結果を直ちに学術研究部に報告しなければならない。
- 5 公正研究総括責任者は、調査結果（認定結果を含む。以下同じ。）を速やかに学長に報告するとともに、告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。）に通知しなければならない。なお、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、学長はその所属機関に通知する。また、第2項の認定があった場合は、学長は告発者の所属機関に通知する。
- 6 学長は、当該調査結果を速やかに文部科学省及び当該研究の配分機関に報告しなければならない。

（不服申立て）

- 第18条 特定不正行為と認定された被告発者は、不服申立書（別紙様式2）を窓口へ提出することにより、公正研究総括責任者に対して不服申立てを行うことができる。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定されたものを含む。なお、この場合の認定にあたっては、第17条第2項を準用するものとする。）は、不服申立書（別紙様式2）を窓口へ提出することにより、公正研究総括責任者に対して不服申立てを行うことができる。
  - 3 第1項及び第2項の不服申立ては、原則として、認定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。なお、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

（不服申立ての審査及び通知）

- 第19条 公正研究総括責任者は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに学長及び学術研究部に当該不服申立てがあったことを報告し、調査委員会に対し不服申立てに係る審査を命じなければならない。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断を必要とする場合には、学術研究部会は調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、学術研究部会が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 調査委員会（第1項の規定により学術研究部会が他の者に審査をさせることとした場合には当該指名された者。以下、この条において同じ。）は、前条第1項に係る不服申立てについて、不服申立てに係る書面の審査等により、再調査を実施するか否かを速やかに決定し、直ちに学長及び学術研究部に報告しなければならない。なお、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、公正研究総括責任者は被告発者に当該決定を通知するものとする。この際、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると学術研究部会が判断するときは、公正研究総括責任者は以降の不服申立てを受け付けないものとする。

- 3 前項において、再調査の実施を決定した場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求めるものとする。なお、再調査の協力が得られない場合には、調査委員会は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は直ちに学長及び学術研究部に報告し、公正研究総括責任者は被告発者に当該決定を通知するものとする。
- 4 公正研究総括責任者は、第18条第1項に係る不服申立てがあった場合には、告発者に通知しなければならない。
- 5 学長は、第18条第1項に係る不服申立て、及び第19条第2項に係る不服申立ての却下もしくは再調査の実施の決定があった場合には、速やかに文部科学省および当該研究の配分機関に報告しなければならない。
- 6 公正研究総括責任者は、第18条第2項に係る不服申立てがあった場合には、速やかに被告発者へ通知しなければならない。なお、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、学長はその所属機関に通知する。
- 7 学長は、第18条第2項に係る不服申立てがあった場合には、速やかに文部科学省および当該研究の配分機関に報告しなければならない。

(再調査)

- 第20条 調査委員会は第19条第2項に係る再調査の実施が決定された場合には、第15条の規定を準用し、速やかに再調査を行い、再調査開始の日から概ね50日以内に、再調査の結果を学長及び学術研究部に報告しなければならない。
- 2 公正研究総括責任者は、前項の再調査の結果を速やかに被告発者及び告発者に通知しなければならない。なお、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、学長はその所属機関に通知する。
  - 3 調査委員会は、第18条第2項に係る不服申立てがあった場合には、速やかに再調査を行い、再調査開始の日から概ね30日以内に、再調査の結果を学長及び学術研究部に報告しなければならない。
  - 4 公正研究総括責任者は、前項の再調査の結果を速やかに告発者及び被告発者に通知しなければならない。なお、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、学長はその所属機関に通知する。
  - 5 学長は、第1項及び第3項の再調査の結果について、速やかに文部科学省および当該研究の配分機関に報告しなければならない。

(措置)

- 第21条 学長は、第17条第1項(不服申立てが行われた場合において、再調査を行ったときは、前条第1項)の認定の結果、特定不正行為の存在が確認された場合は、当該特定不正行為に関わる者の懲戒処分、当該特定不正行為に関する研究に要した費用の返還要求、当該特定不正行為に係る研究の打ち切り、研究成果等の取り下げの勧告、刑事告発その他等の適切な措置を講ずるものとする。

(悪意による告発への対応)



第 22 条 調査委員会において特定不正行為の告発が悪意であると認められたときは、学長は、当該告発者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(公表)

第 23 条 公正研究総括責任者は、特定不正行為の存在が確認された場合には、不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該調査結果の概要(特定不正行為に関係した者の氏名を含む。)及び講じられた措置の内容等について公表するものとする。

2 前項の規定は、調査委員会において特定不正行為の告発が悪意であると認められた場合について準用する。

3 公正研究総括責任者は、調査委員会において、特定不正行為が行われなかったと認められた場合には、原則として、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合には、この限りでない。

(被告発者の保護)

第 24 条 公正研究総括責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、告発に係る特定不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(調査への協力)

第 25 条 本学の構成員は、当該告発に基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 26 条 本学の構成員は、特定不正行為に係る告発を行ったこと又は告発に基づいて行われる予備調査、本調査若しくは再調査に協力したこと等を理由として、当該告発に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 公正研究総括責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 特定不正行為に係る告発並びに告発に基づいて行われる予備調査、本調査及び再調査に関係した者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### 第 4 章 雑則

(他機関への協力)

第 28 条 本学は、研究上の不正行為への対応に関し、本学以外の機関から、調査等への協力を求められた場合には、これに応ずることができる。

(調査等に係る事務)

第 29 条 公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為に係る調査等に関する事務は、関係部局及び関係各課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、研究上の不正行為への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日規則第79号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月9日規則第15号)

この規則は、平成24年2月9日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日規則第18号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前に改正前の本規則の適用により本調査を開始した不正行為に係る申立てに関しては、なお従前の例による。

別紙様式1

告発書

[別紙参照]

別紙様式2

不服申立書

[別紙参照]